

## Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いはなんですか？

婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は市が独自で行う制度であり、法的効力がありません。この制度は愛し合うお二人が、互いをパートナーとすることについて宣誓したことを公的に認知するものです。

それにより、お二人の思いを受け止め、生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

## Q2 宣誓要件の「成人」とは、具体的には何歳ですか？

民法で定める成年年齢の20歳以上となります。民法改正により、令和4年4月1日以降は18歳以上になる予定です。

## Q3 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

## Q4 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。ただし、少なくとも一方が三原市に住所を有するか、宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定している必要があります。

## Q5 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない、事実婚であるお二人は宣誓できません。

## Q6 養子縁組をしています、宣誓できますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

## Q7 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、住民票、本人確認できる書類のほかに、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、宣誓をされても法的効力がないため、在留資格や在留期間は変わりません。

## Q8 通称名は使用できますか？

通称名は使用できます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。使用するには、給与明細・契約書類・印刷された郵便物など、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提出が必要です。

### Q9 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は三原市役所本庁舎でのみ行います。支所などでは手続きできません。

### Q10 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。また、担当者以外の市職員が情報を得ることもありません。

### Q11 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力を伴うものでないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

### Q12 郵便やメールでも宣誓書を受け付けていますか？

宣誓書の提出は郵便やメールでは受け付けていません。宣誓日にお二人でお越しいただき、宣誓書に記入していただく必要があります。

### Q13 宣誓は二人で行かないと行けませんか？

本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ず二人でお越しください。

### Q14 平日に市役所に行くのが難しいのですが

原則、宣誓は平日（年末年始及び祝日を除く）の午前9時から午後4時までとさせていただきます。ただし特段のご事情がある場合は、人権推進課までご相談ください。

### Q15 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

### Q16 宣誓に費用はかかりますか？

受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

### Q17 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

## Q18 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人とも市内に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。なお、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、様式第9号の継続使用届出書の提出により受領証等を継続使用することができます。詳しくは人権推進課にお問い合わせください。

双方とも市内に居住していて、一方だけが市外に転出する場合は、転出手続きを終えた後、様式第5号の変更届と転出証明書を提出してください。

## Q19 別れた場合は受領証を返還する必要がありますか？

パートナーシップを解消した場合は、宣誓できる人の要件を満たさなくなりますので、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

## Q20 受領証を失くしたときはどうすればいいですか？

受領証等を紛失・破損・汚損した場合は、様式第4号の再交付申請書を提出することで再交付することができます。もし失くした受領証が見つかった場合は、その受領証をご返還ください。

## Q21 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を市ホームページで公表します。

## Q22 宣誓日はどれくらいの時間がかかりますか？

全体としては1時間程度を予定しています。宣誓書の記入後、手続きに少々お時間をいただきますので、ご了承ください。

## Q23 受領証の交付を受けることのメリットはありますか？

愛し合っているお二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありますが、各種行政サービス等が利用できるようになります。利用できる行政サービスは市ホームページをご確認ください。

民間企業等においても各種サービスが広がってきています。